

遺産分割協議書の作成

遺産分割協議書作成にあたっては、相続代表者を定め取りまとめや関係機関との手続き調整を行うことが望ましい。

1. 事前調査（基礎調査）とは

- ① 相続人調査（**相続人の範囲の確定**）
* 戸籍謄本（被相続人の出生から亡くなるまでの戸籍）
- ② 相続財産調査（**相続財産の範囲と評価の確定**）
* 登記簿謄本、固定資産税評価証明書、農地台帳等
- ③ 金融資産
: 金融機関残高証明書等

2. 遺産分割協議書を作成する内容とは

- ① 財産目録の作成
- ② 相続関係説明図の作成（法務局への登録申出）
- ③ 遺産分割協議書（文案）の作成
- ④ 相続人で協議
- ⑥ 遺産分割協議書の完成（署名、押印）
⇒必要に応じて公正証書作成検討

3. 分割協議書完成後の必要な各種手続きとは

- ① 金融機関への相続届
- ② 法務局への不動産登記
- ③ 税務署への相続税申告
- ⑤ 年金、保険、有価証券等に関する手続き

(2) 財産目録

相続人間で、遺産分割に関する合意により財産目録作成

① 不動産

所在・地番	地目・種類	地積・床面積	被相続人・相続分	備考
愛媛県今治市〇〇町1丁目二番地3	宅地	456.78㎡	妻 甲野花子	
愛媛県今治市〇〇町1丁目2番地12番3	建物	1階：30.05㎡ 2階：75.26㎡	妻 甲野花子	

② 預貯金（普通・定期・積み立て等）

種別	銀行・支店名	口座番号	金額・数量	相続人相続分	備考（保管者等）
定期預金	△△銀行△△支店	5686325号	500万円	妻 甲野花子	甲野花子
定期預金	〇〇銀行〇〇支店	2456254号	500万円	次男 甲野次郎	甲野花子
現金			500万円	孫 甲野太一郎	甲野花子

③ 株式・投資信託

種別	証券会社	株式番号等	数量	相続人相続分	備考（保管者等）
普通株式	〇〇証券株式会社	5686523号	10000株	次男甲野次郎	甲野花子
国債	〇〇証券株式会社	第123回個人向け 利付国債126号	50口	長女乙原和子	甲野花子

④ 負債

- ・ 負債無し

4. 遺産分割協議書作成

事前調査（基礎調査）及び相続人間で、遺産分割に関する合意により作成した協議書等に基づき、次のとおり遺産分割協議書を作成。

遺 産 分 割 協 議 書

被相続人故河野太郎（令和元年5月2日死亡）の遺産につき、相続人（妻）甲野花子、代襲相続人（孫）甲野太一郎、相続人（次男）甲野次郎、相続人（長女）乙原和子は、次のとおり分割に合意する。

1. 相続人花子は、次の財産を取得する。

(1) 土地

所 在：愛媛県今治市〇〇町1丁目

地 番：二番地3

地 積：456.78㎡

(2) 建物

所 在：愛媛県今治市〇〇町1丁目2番地

地 番：12番3

構 造：鉄骨造2階建

床面積：1階130.05㎡・2階75.26㎡

(3) 定期預金

△△銀行△△支店、定期預金、口座番号5686325号、金額500万円

2. 相続人甲野次郎は次の財産を取得する。

(1) 定期預金

〇〇銀行〇〇支店、定期預金、口座番号2456254号、金額500万円

(2) 株式

〇〇株式会社、普通株式、10000株：時価150万円

3. 相続人乙原和子は、次の遺産を所得する。

第123回個人向け利付国債（変動・10年）、500万円、〇〇証券株式会社

4. 相続人甲野太一郎は、次の財産を取得する。

(1) 普通乗用車

車名：トヨタ

車両番号：愛媛××-あ×××

車台番号：XYZ-56325

(2) 現金：500万円

5. 本協議書に記載なき遺産並びに後日判明した財産は、相続人甲野花子が取得する。

上記協議の成立を証するために本書面4通を作成し、各署名捺印して各自1通を保管する。

令和元年〇月〇日

愛媛県今治市〇〇町1丁目に番地3号
相続人 甲野 花子 実印

愛媛県今治市△△町△△△番地
相続人 甲野 太一郎 実印

大阪市〇〇区〇〇町4丁目3番4号
相続人 甲野 次郎 実印

東京都千代田区〇〇町1丁目4番3号
相続人 乙原 和子 実印